

土砂災害警戒区域調査のお願い

土砂災害が発生した際、住民の生命や身体に危険が生じるおそれがある区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・特別警戒区域（レッドゾーン）」として指定しています。

この区域や周辺は、おおむね5年ごとに基礎調査を行い、見直しや新たな区域の抽出を行うこととしています。



令和6年5月以降、順次現地調査を行い、場合によっては私有地への立ち入りをお願いすることがありますが、大切な調査ですのでご理解とご協力をお願いします。

詳しくは県ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



●調査の内容

①見直し調査

- ・斜面を押さえる土留めなどの効果を踏まえたレッドゾーンの見直し
- ・公共事業や民間開発などの状況を踏まえた区域の見直し

②新規区域の抽出

- ・地形図の高精度化や、住宅の新築に伴う新規指定箇所抽出

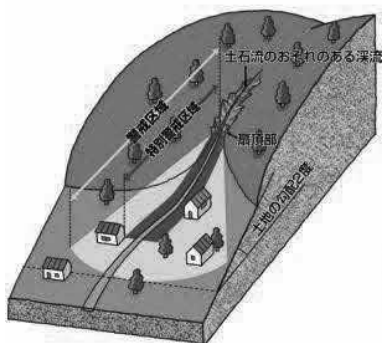
●調査などの流れ

令和6年度	現地調査
令和7年度以降	調査結果に関する地元説明会 区域の指定手続き

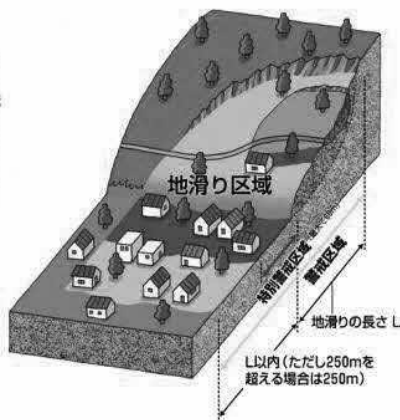
区域の指定

土砂災害防止法では、土砂災害の3つの現象（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）について、2種類の区域を指定します。

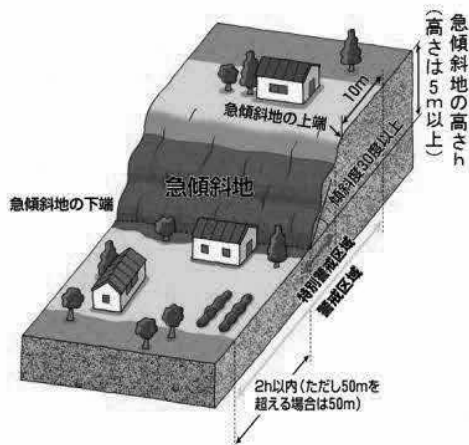
●土砂災害の3つの現象



土石流



地すべり



急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

問い合わせ 島根県松江県土整備事務所 広瀬土木事務所 ☎ 3 2 - 4 1 5 4